賛助会員規程

（改定２０１５年１１月１３日）

第１条　公益財団法人日本交通公社（以下「この法人」という。）定款第３８条の賛助会員（以下「会員」という。）については、この規程の定めるところによる。

（会　員）

第２条　会員は、この法人の事業趣旨に賛同し、会費を拠出した者とする。

（入　会）

第３条　会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し申し込むものとする。

（退　会）

第４条　会員を退会しようとする者は、任意に退会できるが、所定の退会届、または適宜用紙にて退会届を提出しなければならない。

２．前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（会　費）

第５条　会費は、年額１口５万円とする。

（会費の使途）

第６条　前条の会費は、毎事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（便　宜）

第７条　会員は、この法人の活動に関して次の便宜を受けることができる。

１　この法人が発行する機関誌「観光文化」等の無料配付

２　観光・旅行に関する情報及び調査研修成果の提供

３　この法人が主催するシンポジウム、各種セミナー等の割引料金での参加

４　この法人の刊行物の割引料金での頒布

（改　廃）

第８条

本規程の改廃は、理事会の決議による。

（　事　務　局　）

第９条　会員に関する事務は、総務部において行う。

付　　則

この規程は、２０１５年１１月１３日から施行することとし、２０１２年４月１日から施行の賛助会員規程は本規程の施行をもって廃止する。